

築上町告示第77号

平成23年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成23年5月26日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成23年6月6日

2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

田原 宗憲君	丸山 年弘君
首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
田原 親君	信田 博見君
宮下 久雄君	武道 修司君
平野 力範君	中島 英夫君
繁永 隆治君	

6月9日に応招した議員

6月13日に応招した議員

6月14日に応招した議員

6月21日に応招した議員

応招しなかった議員

平成23年 第2回 築上町議会定例会会議録（第1日）

平成23年6月6日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成23年6月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第60号 専決処分について（平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第5 議案第61号 平成23年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第62号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第63号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第64号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第65号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第66号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第67号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第68号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第69号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第60号 専決処分について（平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）

日程第5 議案第61号 平成23年度築上町一般会計補正予算（第2号）について

日程第6 議案第62号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第63号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第8 議案第64号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第9 議案第65号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第66号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第67号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第68号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第69号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（18名）

1番 田原 宗憲君	2番 丸山 年弘君
3番 首藤萬壽美君	4番 塩田 文男君
5番 工藤 久司君	6番 塩田 昌生君
7番 成吉 暲奎君	8番 吉元 成一君
9番 西畑イツミ君	10番 西口 周治君
11番 有永 義正君	12番 田村 兼光君
14番 信田 博見君	15番 宮下 久雄君
17番 武道 修司君	18番 平野 力範君

19番 中島 英夫君

20番 繁永 隆治君

欠席議員（1名）

13番 田原 親君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君

書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	神 宗紀君		
会計管理者兼会計課長			川崎 道雄君
総務課長	吉留 正敏君	財政課長	則行 一松君
企画振興課長	渡邊 義治君	人権課長	松田 洋一君
税務課長	田村 一美君	住民課長	平塚 晴夫君
福祉課長	高橋 美輝君	産業課長	中野 誠一君
建設課長	中川 忠男君	上水道課長	加來 泰君
下水道課長	古田 和由君	総合管理課長	吉田 一三君
環境課長	永野 隆信君		
農業委員会事務局長			田村 幸一君
商工課長	久保 和明君	学校教育課長	田中 哲君
生涯学習課長	田原 泰之君	監査事務局長	石川 武巳君
清掃センター長	田村 修乃君		

午前10時00分開会

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、平成23年第2回築上町議会定例会を開会いたします。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、新川久三君。

町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。きょうから何か梅雨入りということがございますけども、先般、大分雨が降って潤いも出てきたようでございますけど、空梅雨でないこ

とを期待したいと思います。

きょうは、第2回定例会を招集いたしましたところ、1名の議員、ちょっとまだ見えてないようでございますけれども、皆さん、出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

若干の報告をさせていただきますけれども、懸案事項の伊良原ダム、これが国の検証を受けておりましたけれども、国土交通大臣の対応方針が決定をして、継続というふうなことで答えが出たところでございます。これが、23年の5月19日に補助金交付に係る対応方針の決定ということで、伊良原ダムをそのまま継続して建設するというので、新たなステップとして河川の切りかえ等の着手をもう既にしておるところでございます。

それからもう1点は、福岡県の地域医療再生計画ということで、これが京築地区にこの割り当てで、当初30億円と言っておりましたけれど、たしか24億ですか、金が来て、行橋との配分が決まり、若干、豊前、築上少なくございますが、事業計画としては、医師会の検査センター、今、医師会これを充実しようということで検査センター、それともう一つは、今、我々京築広域市町村圏で行っております救急医療体制、この分を、豊築の分をできればこの検査センターと併設した形で建てかえをどうかということで、今、医師会と話をしております。

先般、広域圏の第一委員会には医師会のほうから説明を申し上げておりますけれど、基本的にはその方向で行くのではなかろうかなということで、今、医師会と協議を重ね、そうすれば、非常に駐車場が今の現状の休日急患センターでは狭いとか、それからもう医療機器が非常につくったときからちょっと古くなっておるということで、更新もしなきゃいかんということで、ちょうどこのときがいい機会ではなかろうかと、そして、医師の確保も隣同士であればということで、委託をどのようにするかというのを今後の検討段階でございますけれども、廃止をしてもうすべて医師会に任せるとか、いろんな方法もございますけれども、一応この方向で、跡地としては、今、豊前市の民俗芸能会館でございます旧築上北高の跡地、ここに総合的な医療センターをつくっていかうと、こういうことで今協議をしているところでございまして、御報告を申し上げたい。

それから、去る5月の23日の築城基地協賛会で、ちょうど順番とはいえ、私が2年間基地協賛会の会長を仰せつかることになりましたんで、議員の皆さんも御協力のほどよろしくお願い申し上げます、冒頭のあいさつとさせていただきますが。

なお、今回の議案は10議案でございます。専決が1件、それから補正予算が7件、そして条例2件ということで、数は3月に比べて非常に少のうございますが、皆さんの慎重なる審議をいただき、可決をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、有永義正議員、12番、田村兼光議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下委員長。

議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

6月2日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付のその日程案のとおり決定いたしました。

6月6日の本日は本会議で、議案の上程、なお、議案第60号の専決処分、平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、本日即決することとして協議しました。

6月7日、火曜日、6月8日、水曜日は議案考案日とします。

6月9日、木曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

6月10日、金曜日、11日、12日は休会とします。

6月13日、月曜日は本会議で、一般質問とします。

14日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。

6月15日は休会日で、厚生文教常任委員会とします。

16日は休会で、産業建設常任委員会とします。

17日は休会で、総務常任委員会とします。

6月18日、土曜日、19日、日曜日は休会とします。

6月20日、月曜日は休会で、委員会予備日とします。

6月21日、火曜日は本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いをいたします。なお、一般質問の受付、締め切りは、本日午後3時までといたします。

それから、中日に意見書案を提出する予定であります。

以上、会期は本日から6月21日までの16日間とすることが適当であると決定をいたしました。

たので、御報告いたします。

また、東日本大震災を受けて節電の必要性を踏まえ、夏季における本会議等でのクールビズについて協議をいたしました。その結果、本議会においては、服装は各人にお任せするという事で、自己判断という結果になりましたので、御報告いたします。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日6月6日から21日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月21日までの16日間に決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

それでは、本日提案されております議案は、お手元に配付していますように、議案第60号外9件であります。また、例月出納検査報告が配付のとおり提出されておりますので、御報告いたします。

日程第4．議案第60号

議長（成吉 暲奎君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第60号の専決処分、平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第4、議案第60号専決処分について、平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 議案第60号専決処分について、平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、平成23年5月27日付で専決処分したので、

報告し承認を求め。平成23年6月6日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第60号は、専決処分についての報告で、承認を求めますが、築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算でございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に3億4,083万1,000円を追加いたしまして、3億4,398万7,000円と定めるものでございます。

補正の内容は、これはもう例年行っておりますが、赤字決算のために、繰上充用を3億4,083万円を平成23年の予算から22年の予算へ持っていくための措置でございます。

どうぞ御承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第60号について採決を行います。議案第60号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第61号

日程第6．議案第62号

日程第7．議案第63号

日程第8．議案第64号

日程第9．議案第65号

日程第10．議案第66号

日程第11．議案第67号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第5、議案第61号平成23年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第11、議案第67号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括上程したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 1 号から議案第 6 7 号までは一括上程することに決定いたしました。

日程第 5、議案第 6 1 号平成 2 3 年度築上町一般会計補正予算（第 2 号）についてから、日程第 1 1、議案第 6 7 号平成 2 3 年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 議案第 6 1 号平成 2 3 年度築上町一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年度築上町一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

議案第 6 2 号平成 2 3 年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

議案第 6 3 号平成 2 3 年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

議案第 6 4 号平成 2 3 年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

議案第 6 5 号平成 2 3 年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

議案第 6 6 号平成 2 3 年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

議案第 6 7 号平成 2 3 年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。平成 2 3 年 6 月 6 日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 6 1 号は、平成 2 3 年度築上町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額 9 4 億 3, 8 6 0 万円に 2 億 8, 5 0 0 万円を追加いた

しまして、97億2,360万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、過疎対策事業債2億570万、それから国庫補助の農水省からの補助で1,050万5,000円、それから再編交付金1,000万、前年度の繰越金を4,799万2,000円を一応補正するもの。

歳出の主なものにつきましては、人件費は減額4,380万8,000円を退職等の理由で減らせていただいております。それから、負担金廃止による県営事業の負担金が1,560万円、これは一応負担金をしなくていいということで減らしております。

あと、増額分といたしましては、東日本の大震災の被災地への職員の派遣等々の経費として466万9,000円、それから戦略作物生産拡大基盤緊急整備事業、これは暗渠排水、水路等の事業費でございますが、1,960万円ほど補正させていただいて、あと農業公園の施設整備及び維持補修費として1,616万円、あと再編交付金の道路事業で1,130万円、あと過疎債を利用した下水道への繰出金を1億7,820万円、それから小中学校施設維持補修費3,096万円、蔵内邸の活用に関する経費ということで、これ、調査・設計ということで、先般、検討委員会が開催して終了、終えたところでございます。この検討委員会の答申に基づきまして、いわゆる調査、設計をやっていくというようなことで、1,322万5,000円を補正させていただいて。あと、日中交流事業ということで、これは2月に築城小学校が、金壇市の薛埠中学校との姉妹校の締結、それから既に椎田小学校が南京市の中日友好希望小学校という小学校と姉妹校を締結しておりますが、これにあわして町内全校の生徒を対象に交流事業を行おうということで予算化をお願いするものでございます。

以上が第61号議案でございます。

次に、第62号議案平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本予算は既定の歳入歳出予算の総額27億6,365万5,000円から202万6,000円を減額いたしまして、27億6,162万9,000円と定めるものでございますが、これは職員の新陳代謝による減額分でございます。

次に、議案第63号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額2億7,916万円から215万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を2億7,700万4,000円と定めるものでございます。これも職員の、いわゆる人件費減の補正でございます。

次に、議案第64号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ223万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,763万7,000円と定めるものでございます。

この会計も人件費の減額をするものでございます。そしてまた、下水道事業債、過疎債への一部変更をするための下水道事業債を減額して、一般会計補助金を追加するものでございます。

次に、議案第65号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この会計は下水道事業債を過疎債へ一部変更するために、下水道事業債を減額して、一般会計から過疎債を借りて補助をするものでございます。

次に、議案第66号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ18万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,762万3,000円と定めるものでございます。この議案も人事異動と、それから下水道事業債を過疎債へ変更するための補正でございます。

次に、議案第67号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本予算案も、歳入歳出それぞれ594万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億4,255万6,000円と定めるものでございます。

補正の主なものとしては、一般会計の繰入金を594万1,000円を増額いたして、歳出については職員の手当の調整、それから工事請負費を603万3,000円増額するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

日程第12．議案第68号

日程第13．議案第69号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第12、議案第68号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第13、議案第69号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括上程したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第69号までは一括上程することに決定いたしました。

日程第12、議案第68号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第13、議案第69号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第68号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第69号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成23年6月6日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第68号は、築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正されました。これにおきまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が、また伴って改正されました。そこで、築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正をするものでございます。

主な内容は、今までは一般職のみに適用されておりました職員の育児休業及び介護休業等を嘱託職員まで広げる条例案でございます。

次に、議案第69号は築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、地方税法の一部が改正されました。そしてまた、政令の施行もされまして、これに伴う条例の一部を改正するもの。

内容は、東日本大震災により被害を受けた方の特例措置でございます。詳しくは、東日本の方が、被害を受けた方が本町に住所を有した場合は、町・県民税の減免、それから固定資産等々がもしこっちにあれば、それを減免すると、そういうふうな条例で、内容でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。なお、一般質問の締め切りは本日の午後3時までといたします。

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで散会いたします。

午前10時30分散会